

施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長 殿  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官

生涯生活設計支援について（通達）

隊員の生涯生活設計については、国家公務員福利厚生基本計画（平成3年3月20日総理大臣決定）や防衛力の人的側面についての抜本的改革報告書（平成19年6月28日）を踏まえ、特に、若年定年制により未だ出費のかさむ時期に退職する自衛官は早い段階から生涯生活設計を行うことが必要であるとの認識の下、防衛省として、広く隊員に対し積極的な支援を行うことが必要である。

については、隊員各人に対する早い段階からの生涯生活設計に対する動機付けを行うとともに、隊員各人が生涯生活設計の作成及びその見直しについて容易に取り組めるよう支援するため、所属の隊員において、平成21年4月1日より下記のとおり取り組むこととされたので通達する。

記

1 生涯生活設計セミナーの開催

隊員各人に対し、早い段階から生涯生活設計に関する知識を付与し、生涯生活設計作成の動機付けを図るため、全国の駐屯地、基地等において、ライフステージにあわせた生涯生活設計セミナーを開催すること。

2 生涯生活設計シミュレーション利用の促進

隊員各人が防衛省共済組合のホームページに掲載されている生涯生活設計シミ

ュレーションソフトを利用し、自身のシミュレーションを作成することを促進すること。

### 3 生涯生活設計個別相談会への参加の促進

隊員各人が生涯生活設計についての疑問等に対しアドバイスを受けるられるようにするため、防衛省共済組合が開催する生涯生活設計個別相談会への参加を促進すること。

### 4 細部実施要領

この通達に定めるもののほか、細部の実施要領については、人事教育局長が別に定める。

- 添付資料： 1 国家公務員福利厚生基本計画（抜粋）  
2 防衛力人的側面に関する報告書（抜粋）

## 国家公務員福利厚生基本計画（抜粋）

平成3年3月20日  
内閣総理大臣決定

はじめに

近年、少子・高齢社会の進行、国際化・情報化の進展、ストレス要因の増加等、社会経済情勢が大きく変化する中で、職員のニーズ等に対応した福利厚生施策を推進していくことの重要性が一層高まっている。

特に、高齢社会の進行や生活習慣病等の増加は、健康の保持増進及び健康で豊かな老後を迎えるための生活設計の重要性を高めている。

また、職場環境の変化、海外派遣の増大等に伴う職務内容の多様化・複雑化等により、職員が疲労やストレスを一層蓄積させている。このため、業務の合理化及び効率化により生じた余暇の活用は、職員が安心して良質な生活を送るための重要な要素となっている。

このような中で、職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることが、勤務能率を増進するとともに、活力ある行政の基盤ともなるものであることにかんがみ、本計画において福利厚生施策を推進するに当たっての基本的な方針を示すものである。

（中略）

### 第5 その他福利厚生施策推進に当たっての重要事項

職場内外において職員が安心して良質な生活を送ることでその勤務意欲の増進を図るため、次の事項に重点を置いて職員の厚生対策を推進する。

（中略）

#### 2 職員の生活設計の支援

職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、できるだけ早い時期から退職後の生活までも念頭に置いた生活設計において必要な生きがい、健康、家庭経済設計などの情報を提供し、職員自らが生活設計を行うことを支援する。

（以下略）

防衛力の人的側面についての抜本的改革

報 告 書

(抜粋)

平成19年6月28日（木）

防衛力の人的側面についての  
抜本的改革に関する検討会

(13) 自衛官のライフサイクルに対応したライフプラン支援、退職後における医療面・生活面の支援の拡充

① 問題意識

ア ライフプラン支援

若年定年制により未だ出費のかさむ時期に退職する自衛官は早い段階から積極的にライフプランの設計を行うことが必要である。

イ 健康面・生活面の支援

(ア) 自衛官は、若年定年制により50歳代後半から収入の水準が低下する。

(イ) 医療面では、現役にとっては、

- a 防衛省独自の自衛隊病院があるほか各駐屯地・基地には医務室が設けられているなど健康管理における環境が充実している。
- b また、日常の訓練により一般以上に体力が維持されるため、医療費は一般より20%程度少ない状況にある。(平成16年度実績)

しかしながら、退職後は、生活習慣病等の増加による医療費の個人負担の増大が推測され、医療面での不安をかかえている状況にある。

(ウ) 生活面においては、高齢化社会に伴う介護などの問題やローン返済などの各種経済的問題等についての不安も推測される中、現役時のような充実した生活支援サービスが受けられなくなる状況にある。

② 問題解決のための検討課題

ア ライフプラン支援

(ア) ファイナンシャルプランナー等によるライフプランの講義について充実を図る。

(イ) 国または共済組合等が既存のホームページの活用等により、若年定年制の下で退職する自衛官に対応したライフプランシミュレーションソフトを提供することについて検討する。

(ウ) 個別のライフプランの設計について、必要に応じて個人面談を行うための体制整備を検討する。

イ 健康面・生活面の支援

(ア) 若年定年制の下で退職し再就職すること、退職後に何割かが予備自衛官等になることを見据え、現役時代からの健康増進策として、駐屯地等の健康増進器材の整備、食生活指導の充実について

検討する。

- (イ) 退職後の自衛官について、医療面・生活面の不安を抱かずに暮らすための施策を検討する。
- (ウ) 退職後でも利用できる生活支援サービスの充実や退職後も少ない負担で保障をうけることができる団体保険の提供について検討する。

### ③ 今後の措置

#### ア ライフプラン支援

民間企業のノウハウを活用した上で、以下のように自衛官のライフプラン設計について支援を行う。

- (ア) ライフプラン作成の動機付けを図るため、年代に応じたテーマにそい民間講師等を活用したライフプランセミナーを年に数回開催することや教育課程の中にライフプランの講義を組み込むことを検討する。
- (イ) ライフプランの自衛官向けシミュレーションソフトを共済組合のホームページに掲載し、セミナー等で得た基礎知識を持って、自衛官個人ごとにシミュレーションを作成することを促進する。
- (ウ) シミュレーションにより得られた結果等について、希望する自衛官が個別相談会等でファイナンシャルプランナーによる個別相談を受けられるようにする等、相談体制の充実を図る。

#### イ 健康面・生活面の支援

- (ア) 健康増進器材については、整備のより一層の促進を図るよう努める。

また、食生活指導については、各駐屯地等に配置されている栄養士（防衛省職員）の活用も含め、自衛官等を対象とした食生活に関するセミナー等の開催を検討する。なお、現在、共済組合が中心となり「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診断・特定保健指導（平成20年度より施行）の具体的内容を検討中であり、この内容を踏まえて実施するものとする。

- (イ) (ア) を実施することにより医療面の不安の軽減を図ることとするが、大部分が退職自衛官である予備自衛官等については、平素から健康管理に国が関与することにより、確実に任務につくことができるよう、例えば、健康診断を実施する等の自衛隊病院等の活用の可能性をニーズに応じて検討していく。
- (ウ) 退職後に利用可能な生活支援サービスとして、退職者用の各種相談等の福利厚生サービスを導入することを検討するとともに、団体生命保険の退職者継続制度について、ニーズに応じて検討していく。

以上のようなサービスの提供主体については、次のようなものが考えられる。

- ・ 総合的なサービスを行う会社等を活用
- ・ 仲介窓口のようなコンサルティング会社等を活用
- ・ 個別の会社等を直接活用
- ・ 国、又は共済組合の活用

### 【参考：ライフプラン支援の流れ】

